

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経002
- (2) 調達件名及び数量 「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同観察研究」を実施する分担施設への研究補助業務一式
- (3) 業務期間 契約締結日から2021年3月31日まで
- (4) 業務場所 別紙仕様書のとおり。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書受注者の資格及び条件を満たす者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話番号：06-6879-3041
i-keiri-gaibu2@office.osaka-u.ac.jp
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力してください。
- (3) 見積書提出期限
令和2年5月11日（月）17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 業務の表示 「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同観察研究」を実施する分担施設への研究補助業務
2. 業務実施期間 契約締結日から令和3年3月31日までとする。
3. 業務の実施場所 多施設共同観察研究の分担施設
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 代金の支払 代金は毎月支払うものとし、個別の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 業務完了報告書は、業務実施当月末で締め、速やかに提出するものとする。
2. 交通費については、別途請求するものとする。
3. 発注者及び受注者は、業務上知りえた相手方の機密事項について機密を保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならず、業務実施の目的以外に使用してはならない。但し、次に掲げる各号の一に該当する事項については、目的外使用禁止及び第三者への非開示義務を負わない。
 - (1) 相手方から提供されたとき既に公知のもの
 - (2) 相手方から提供されたとき既に保有していたことを証明しうるもの
 - (3) 相手方から提供された後、自らの責めによらず公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わず合法的に入手したもの
4. 発注者及び受注者は、業務上知りえた個人情報については別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとし、業務実施期間終了後についても同様のものとする。
5. 発注者及び受注者は、この契約の各条項並びに業務の不履行又は違反行為により相手方に損害を与えたときは、それにより相手方に生じた通常の損害を賠償しなければならない。なお、当該損害には逸失利益は含まない。
6. 発注者及び受注者は、業務の実施にあたり、研究対象者の人権・福祉を最優先するものとし、研究対象者の安全性、秘密の保全に悪影響を及ぼす恐れのある行為は、これを一切行わないものとする。
7. 天災地変又は著しい経済情勢の変化等の事由によりこの契約の履行不能に陥ったときは、受注者は、その責に任じない。この場合、契約の存続又は費用の清算等について、発注者及び受注者間で協議するものとする。
8. 業務は、発注者と受注者との間で協議し合意した手順、個別の臨床研究に関する研究計画書及び下段の法令等を遵守して実施する
 - ・ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則
 - ・「臨床研究法」(平成29年法律第16号)

- ・「臨床研究法施行規則」(平成30年厚生労働省令第17号)
 - ・その他、業務の実施に適用される法令及び関連通知等
9. その他詳細については、発注者・受注者間の協議の上、決定するものとする。

【業務内容】

1. 「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同観察研究」を実施する分担施設(別紙1)へ臨床研究の補助業務を行うものとし、具体的には次に掲げる範囲の業務について補助を行うものとする。なお、分担施設(別紙1)における業務の実施に際しては、当該分担施設と受注者との間で別途契約を締結するものとする。
- (1) 分担施設(別紙1)への事前準備(契約締結、打合せ等の業務開始前の事前準備)
 予定数量 25施設
 - (2) 契約締結後に提供する研究計画書に基づき、カルテの読み取り、及びデータ入力を行う
 予定数量 25施設
 訪問回数 4回/1施設

別紙1 「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同観察研究」
 を実施する分担施設一覧

北海道大学大学院医学研究科内科学講座消化器内科学分野
岩手医科大学医学部内科学講座消化器内科肝臓分野
山形大学医学部内科学第二講座
新潟大学大学院医歯学総合研究科消化器内科学分野
埼玉医科大学消化器内科・肝臓内科
千葉大学大学院医学研究院消化器内科学
国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター
国家公務員共済組合連合会虎の門病院肝臓内科
東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科肝臓病態制御学講座
日本赤十字社武蔵野赤十字病院消化器科
東京大学医学系研究科消化器内科
山梨大学医学部第一内科
岐阜大学大学院医学研究科消化器内科
名古屋市立大学大学院医学研究科消化器科・代謝内科学
金沢大学医薬保健研究域医学系消化器内科
福井大学学術研究院医学系部門内科学 (2)
京都府立医科大学大学院医学研究科消化器内科学教室
奈良県立医科大学医学部医学科内科学第三講座
大阪市立大学大学院医学研究科肝胆膵病態内科学
広島大学大学院医歯薬保健学研究科消化器・代謝内科学
山口大学大学院医学系研究科消化器内科学
愛媛大学消化器科・内分泌・代謝内科学
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター臨床研究センター
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科健康科学専攻人間環境学講座消化器疾患・生活習慣病学
長崎大学医学部消化器内科学

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経002

調達件名：「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同
観察研究」を実施する分担施設への研究補助業務

見 積 金 額 金 円也（内訳は別紙のとおり）

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

1. 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
2. 見積書の日付は、提出日を記載してください。
3. 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

事項	予定数量	単価	年間予定金額
合計			

請負契約書(案)

請負の表示 「C型肝炎ウイルス排除治療による肝硬変患者のアウトカムに関する多施設共同観察研究」
を実施する分担施設への研究補助業務

請負代金額	事前準備費用		
	金	円也(うち消費税額及地方消費税額	円)
	支援費用	1回訪問あたり	
	金	円也(うち消費税額及地方消費税額	円)
	管理費	1回訪問あたり	
	金	円也(うち消費税額及地方消費税額	円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 森井 英一と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、別紙仕様書における他施設共同観察研究の分担施設において、これを行うものとする。
- 第5条 請負期限は、2021年3月31日までとする。
- 第6条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第7条 請負代金は毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 受注者は、この契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の判決により、これを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者
大阪府吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 森井 英一 印

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。